○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
竹原市本町一丁目四三四五番八から同市田ノ浦一丁目五九五番三まで	前	二一・六〇～二四・四〇メートル　〇・〇八二キロメートル
	後	二二・八〇～九四・二〇メートル　〇・〇八二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岡山県久米郡久米南町下二ケ字荒神平一七〇八番から同町下二ケ字西ケ市一七三五番まで	前	一九・〇〇～二五・五〇メートル　〇・〇八三キロメートル
	後	一五・五〇～二二・五〇メートル　〇・〇八三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡久米南町下二ケ字荒神平一七〇八番から同町下二ケ字西ケ市一七三五番まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十八日

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 路線名　中国横断自動車道尾道松江線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
雲南市三刀屋町三刀屋一四九四番五四から同市三刀屋町三刀屋一四九〇番一四まで	前	一〇五・六〇～一一三・〇〇メートル　〇・二八八キロメートル
	後	七六・〇〇～一二〇・四〇メートル　〇・〇一一キロメートル

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十八日　中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線

三　事業施行期間　自平成二十一年八月二十八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　広島県東広島市西条町寺家字狐川及び字福原地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知県幡多郡黒潮町浮鞭字新田三九五五番地先から同町浮鞭字東ヤモヲチ五三九番一まで	前	一〇・七一～二八・四五メートル　〇・四六〇〇キロメートル
	後	一一・五五～二九・三八メートル　〇・四六〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	高知県幡多郡黒潮町浮鞭字新田三九五五番地先から同町浮鞭字西ヤモウチ五〇二番二まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月二十八日

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十八日　九州地方整備局長　岡本　博

一 (一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
唐津市北波多行合野字大久保二六五番一から同市北波多行合野字谷口一六七八番一まで	前	一三・〇〇～二一・八〇メートル　〇・〇八七キロメートル
	後	一四・〇〇～二三・四〇メートル　〇・〇八七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所